

陸上競技ルールブック2019年度版 正誤表

2019.6.5現在

	頁	行	条項	誤	正(修正・追加)
修正	155	18	第116条〔国内〕3	・・・〔国内〕1, 2及び第265条(6)等・・・	・・・〔国内〕1, 2及び 第266条4(6) 等・・・
修正	177	15	第132条1〔参照〕	〔参照 第125条6、第134条〕	〔参照 第134条、 第138条 〕 (削除: 第125条6)
修正	189	29	第142条5	・・・指定時間(第138条参照)に・・・	・・・指定時間(第136条 参照)に・・・
修正	196	12	第144条4(e)	・・・競技区域(第144条1の注意参照)の外に・・・	・・・競技区域(第144条1〔注意〕 参照)の外に・・・
修正	199	11	第146条4〔国際〕(b)	・・・第162条5、第162条6、第162条7、第200条8(c)の・・・	・・・第162条5、第162条7、 第162条8 、第200条8(c)の・・・ (削除: 第162条6)
削除	219	22	第162条7〔注意〕ii	・・・競技者は第162条5の警告または失格処分・・・	・・・ 競技者は、警告または失格処分 ・・・ (削除: 第162条5の)
追加	222	31	第163条2(b)〔注意〕	悪質な場合は第145条2を適用することができる。	悪質な場合は、 第125条5 、第145条2を適用することができる。
追加	227	26	第163条7〔注意〕	悪質な場合は第145条2を適用することができる。	悪質な場合は、 第125条5 、第145条2を適用することができる。
修正	231	11	第165条1	・・・第251条(マウンテンレース)、第252条(トレイルレース)に・・・	・・・第251条(マウンテンレースとトレイルレース)に・・・ (削除: 第252条)
修正	248	2	第167条5	時間による最後の1枠が同順位	時間による最後の1枠が同順位 (字体:ゴシック体に)
修正	252	9	第168条8	第168条6および第168条7(b)の場合を除いて、・・・	第168条6および 第168条7 の場合を除いて、・・・ (削除: (b))
修正	253	5	第169条3〔国内〕3	・・・最初の障害物までは7m以上とする。・・・	・・・最初の障害物までは 70m 以上とする。・・・
追加	259	9	第170条4〔注意〕	悪質な場合、第145条2を適用することができる。	悪質な場合は、 第125条5 、第145条2を適用することができる。
追加	266	28	第180条3(d)〔注意〕	悪質な場合、第145条2を適用することができる。	悪質な場合は、 第125条5 、第145条2を適用することができる。
修正	277	27	第181条8 IAAF解釈	・・・実施しないことに決定は、・・・	・・・実施しないこと の 決定は、・・・
修正	279	7	第181条9 IAAF解釈	・・・競技者(1つだけが残っている場合)は、・・・	・・・競技者(ひとり だけが残っている場合)は、・・・
削除	280	25	第182条6	6.支柱一支柱は、堅固であれば・・・	6.支柱は、堅固であれば・・・ (削除: 支柱一)
削除	290	8	第183条12〔国際〕	第1条1(a)(b)(c)(e)―(i)(f)に該当する競技会では、・・・	第1条1(a)(b)(c)(e)(f)に該当する競技会では、・・・ (削除: 一(i))
修正	301	30	第187条4〔注意〕	・・・。悪質と考えられる場合、第145条2を適用することができる。	・・・。悪質な場合は 第125条5 、第145条2を適用することができる。
削除	325	23	第192条6〔国内〕	・・・円盤投の囲いと兼用型(図1)を導入しているの、・・・	・・・円盤投の囲いと 兼用型を導入 しているの、・・・ (削除: (図1))
追加	350	18	第230条7(d)	・・・従わなかった場合、と第145条2に従って・・・	・・・従わなかった場合は、 第125条5 、第145条2に従って・・・